

令和8年度

京丹後市土木技術職員等修学資金修学生

募集要領

令和8年3月

<目的>

将来、京丹後市役所（以下、「市役所」という。）において土木技術職員及び建築技術職員（以下、「土木技術職員等」という。）の業務に従事する意思のある方を対象に修学資金を貸与し、また、一定の条件を満たした場合には修学資金の返還を全額免除することで、土木技術職員等の確保を図るものです。

<募集内容>

1 対象者

専門学校（専修学校専門課程）、高等専門学校（第4または第5学年に限る）、短大、大学、大学院（以下、「大学等」という。）の土木系または建築系の学科を専攻し、卒業後に市役所の土木技術職員等として従事する意志のある方

2 募集人数

1人程度

3 貸与額

月額5万円

4 貸与期間

大学等に在籍する期間内で、貸与の決定を受けた年度の4月から3月まで

※貸与の申請及び決定は、年度毎に行います。

※年度途中の申請・決定の場合、当該年度の4月分から遡及適用が可能です。

5 貸与時期

6月、9月、12月及び3月に当該月分までを指定の口座に振り込みます。

6 貸与決定

申請書類の審査及び面接により決定します。

7 募集期限

令和8年6月30日（火）まで（土、日、祝日は除く）

※郵送による場合は、上記の募集期限必着のこと。

8 応募方法など

以下の提出書類を京丹後市市長公室人事課（峰山庁舎内）に持参または郵送してください。

(1) 提出書類

① 土木技術職員等修学資金貸与申請書（別記様式第1号）

※申請者の「住所」欄には、住民票に記載された住所を記入してください。

※「その他の連絡先」欄には、住民票に記載された住所以外に連絡及び書類送付を希望する場合のみ記入してください。

（例）住民票は実家のままだが、書類の送付は現居住地にしてほしい

⇒ 居住地を記入

住民票は現居住地に移しているが、書類の送付は実家にしてほしい

⇒ 実家の住所を記入

② 申請理由書（別紙様式）

③ 誓約書（別記様式第2号）

④ 土木技術職員等修学資金貸与者推薦書（別記様式第3号）

※修学中の機関が作成したものであること。

⑤ 申請者の住民票（住民票記載事項証明書でも可）

⑥ 成績証明書（修学中の機関のもの）

⑦ 連帯保証人の印鑑証明書

※提出書類の様式等は、市ホームページ（以下の URL 又は QR コードからアクセス）に掲載しています。

<https://www.city.kyotango.lg.jp/top/soshiki/mayoroffice/jinji/2/3/22502.html>



(2) 保証人

① 申請には2人の連帯保証人が必要です。

② 連帯保証人は独立した生計を営み、修学資金の返還及び延滞利息の支払いの責任を負うことができる資力を有する方とします。

③ 貸与を受けようとする方が未成年の場合は、連帯保証人のうち1人は法定代理人としてください。

(3) 注意事項

① 申請者は、本要領のほか「京丹後市土木技術職員等修学資金の貸与に関する条例」及び「京丹後市土木技術職員等修学資金の貸与に関する条例施行規則」をよく読み、本制度の内容を十分理解した上で応募してください。

② 申請書などの提出書類は、遺漏のないよう正確に記載してください。

③ 提出書類は、受付後一切お返しできませんのでご了承ください。

④ 提出された個人情報、この選考以外には使用しません。

9 修学資金の返還

次の返還事由が生じたときは、市長が指定する日までに返還しなければなりません。なお、返還期間の限度は10年間とします。

(1) 返還事由

① 市役所以外に就職したとき

② 修学資金の貸与の決定を取り消されたとき

以下のいずれかに該当したときは、貸与の決定を取り消すことになります。

ア 退学したとき

イ 心身の故障のため修学を継続する見込みがなくなると認められるとき

ウ 学業成績が著しく不良になったと認められるとき

エ 停学の処分が決定したとき

オ 修学資金の貸与を辞退したとき

カ 死亡したとき

キ 前各号に規定するもののほか、修学資金の貸与の目的を達成する見込みがなくなると認められるとき

③ 市役所に土木技術職員等以外の職員（任期付職員）として採用されたとき

④ 市役所に土木技術職員等として採用され、採用日以後10年を経過する日までに土木技術職員等の業務に従事することができなくなったとき

(2) 返還額

① 上記(1)の①から③までの事由に該当したときは、貸与を受けた修学資金の全額

② 上記(1)の④の事由に該当したときは、業務に従事した期間分を除いた金額

(3) 返還方法

① 月賦（1万円を下限とします）

② 半年賦（6万円を下限とします）

③ 一括払い

(3) 返還利息

無利息

(4) 延滞利息

正当な理由なく修学資金の返還期日までに返還されない場合は、返還期日の翌日から返還日までの間、法定利率の遅延利息を支払わなければなりません。

(5) 返還猶予

① 大学等を卒業後、市役所以外に就職することなく、市役所に採用されていない状態である場

合、3年間で限度に修学資金の返還を猶予します。

- ② ただし、疾病、負傷その他のやむを得ない事由により、修学資金を返還することが困難であると市長が認めるときは、返還を猶予する期限を延長することができます。

(6) 返還免除

次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、修学資金の返還の全部又は一部を免除することができます。

【全額免除】

- 土木技術職員等に採用後、引き続き10年間業務に従事したとき
- 土木技術職員等として業務に従事する期間において、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する疾病、負傷その他のやむを得ない事由により、当該事由が発生した以後、土木技術職員等として業務に従事することが見込めないとき
- 前2号に定めるもののほか、市長が特別の事由があると認めるとき

【一部免除】

- 土木技術職員等に採用後、業務に従事できなくなった日までの期間が10年未満であるとき

<お問合せ先・書類提出先>

京丹後市市長公室人事課

〒627-8567 京都府京丹後市峰山町杉谷 889 番地

電話 0772-69-0150 FAX 0772-69-0903

メールアドレス：jinji@city.kyotango.lg.jp